Ｘ．静岡理工科大学学生通学費補助規程

令和　８年１０月　９日　制定

（目　的）

第１条　この規程は、静岡理工科大学（以下「本学」という。）の学部入学者（以下「学生」という。）のうち、遠隔地域からの進学に伴う通学費または居住費の負担を軽減し、学生の確保及び就学支援を図るために支給する通学費補助（以下「通学費補助」という。）に関する必要な事項を定める。

（対　　象）

第２条　通学費補助の対象となる者は、入試時点において次の各号のいずれかに該当する遠隔地域に居住し、かつ、入学前年の１２月末日までに本学への入学手続きを完了した者とする。ただし、外国人留学生及び編入学により入学する者は、対象としない。

（１）静岡県東部地域（原則として富士川以東）もしくは当該地域に準ずる地域

（２）愛知県以西もしくは当該地域に準ずる地域

（適用の判定及び通知）

第３条　前条に定める対象者の判定は、入試種別及び入学願書に記載された住所に基づき、大学において自動的に行うものとし、対象者への申請手続き等の届け出は要しない。

２　学長は、前項に基づき通学費補助の対象者として決定した者（以下「通学費補助学生」という。）に対し、速やかにその旨を通知するものとする。

３　入学後における通学形態（自宅通学又はアパート等への入居等）の変更は、第１項の判定に影響を及ぼさないものとする。

（補助の内容及び金額）

第４条　本学は、通学費補助学生に対し、次の各号に定める区分に応じて、半期ごとに補助金を支給する。

（１）女子学生　月額　２０，０００円（半期　１２０，０００円）

（２）その他学生　月額　１０，０００円（半期　６０，０００円）

２　前項第１号に規定する女子学生とは、入学手続時に本学が確認した公的記録上の性別が女性である者をいう。

３　前項の判定は、入学手続時に提出された公的証明書に基づき行うものとし、入学後の変更は第１項の区分に影響を及ぼさないものとする。

（支給の期間）

第５条　通学費補助を支給する期間は、入学した月から起算して４年間（通算４８か月）とする。ただし、次条に定める支給の停止期間はこれに含まない。

（支給の方法）

第６条　補助金は、毎学期（半期ごと）に在籍を確認のうえ、原則として９月及び翌年３月に、当該学期分をまとめて支給する。

（支給の停止と再開）

第７条　通学費補助学生が休学する場合、当該学生に対する休学期間中の通学費補助の支給を停止する。

２　前項に基づき支給を停止していた学生が復学した場合、第５条に定める支給期間の残存分に限り、通学費補助を再開する。ただし、期の途中で復学した場合における再開の時期は、復学した日の属する次の学期からとする。

（資格の取消し及び打ち切り）

第８条　通学費補助学生が次の各号のいずれかに該当する場合、学長は通学費補助学生の資格を取り消し、又は支給を打ち切るものとする。

（１）退学したとき

（２）本学学則第４０条に規定する懲戒の対象となったとき

（３）本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反したと認められたとき

（事　　務）

第９条　通学費補助学生に関する事務は、事務局学務課が行う。ただし、第３条第１項の判定に必要な情報提供の連携等については、入試広報・社会連携課がこれに協力する。

（規程の改廃）

第１０条　この規程の改廃は、大学評議会及び経営委員会の議を経て行うものとする。

附　則

この規程は、令和９年４月１日から施行する。